主要事業個別シート(第2次実施計画/H27・28年度)

ver.1.01

				VEI.1.U1
計画コード	事業名	Ę	邻名	環境産業部
19001	産業振興奨励事業	lind	室名	商工業振興室
基 施 基本施策の大	綱 01:快適な都市空間の創造	財	会計	01:一般会計
本策基本施	策 01:企業活動の促進・雇用の創出	務	款	07:商工費
	向 01:持続可能な産業構造の構築	科	項	02:開発費
項 系 戦略プロジェ	クト -	目	Ш	01:開発費
事業予定期間 H	16 ~ H 28 年度 主な根拠法令要綱等 亀山市産業振興条例			

				平成27年度	平成28年度				
	(奨励金交付対象事業者3件) 新設(交付2年目)1件			=	(奨励金交付対象事業者3件) 新設(交付3年目)1件 増設(交付3年目)2件				
	土:	(奨励金) 土地・建物・設備にかかる固定資産税相当額の1/2 土地取得価額相当額×10%×3分の1			(奨励金) 土地・建物・設備にかかる固定資産税相当額の1/2 土地取得価額相当額×10%×3分の1				
	新	(新規奨励措置指定事業者1件) 新設1件			(新規奨励措置指定事業者2件) 新設1件 増設1件				
③ 年度別事業の		市	坐 弗	62 200 T III	40 200 T III				
業事の業			業費 国庫支出金	63,200千円	49,800千円				
計計			県支出金						
画画	画		地方債						
	額		その他						
		•	一般財源	63,200千円	49,800千円				
		事	業費	57,200千円	49,800千円				
	予算額		国庫支出金						
		ı ⊾	県支出金						
			地方債						
			その他		,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				
440.0		tus d	一般財源	57,200千円					
期	削内	総事	¥ 費 (H27 · H28)①	113,000千円 期間外事業費(H29以降)②	192,900千円 総事業費 (①+②) 305,900千円				

			平成27年度	平成28年度	(参考・平成29年度)		
	名称	奨励措置指定事業者の数	1 1		1	2	
1	補足	新たに奨励措置指定事業者として指定した事業者の累計	活 動_	計画値	'	2	
			- 1.5	単位	事業者	事業者	
		奨励措置指定事業者の新規雇用者の数	-		15	30	
④ <mark>②</mark> 指	補足	奨励措置指定事業者の指定にかかる新規雇用者の累計	成果				
指	THIAE		210	単位	人	人	
標	名称			計画値			
3	補足						
				単位			
	名称			計画値			
4	補足						
	THILE			単位			

	計画コード	事業名	Ę	邻名	環境産業部
<u>基</u>	19001	産業振興奨励事業	[71]	包名	商工業振興室
基 大	恒基本施策の大	鋼 01:快適な都市空間の創造	財	会計	01:一般会計
本本事	基本施策	01:企業活動の促進・雇用の創出	務	款	07:商工費
1百月	本 施策の方向	01:持続可能な産業構造の構築	科	項	02:開発費
7	戦略プロジェク	-	目	目	01:開発費

市内において事業所の新設、増設又は移設をする事業者 目

産業の集積や高度化をはじめ、地域産業の活性化、就労の場や税収の確保などに寄与する、企業立地の促進を図る。

目的 的 的 概

要

概要

目

亀山市産業振興条例に基づき、市内において事務所の新設、増設又は移設をする事業者に対し奨励金を交付することにより、企業の新規立 概 地や既存企業の設備投資を促進するとともに、雇用の拡大を図る。 要

また、条例の失効期日(平成29年3月31日)も踏まえつつ、現行の奨励金制度の見直しを行う。

					27年度	28年度
			奨励措置指定事業者の数	計画値	1	2
	1	補足	新たに奨励措置指定事業者として指定した事業者の累計	実績値	0	
		佣化		単位	事業者	事業者
		-	奨励措置指定事業者の新規雇用者の数	計画値	15	30
③ 指	2	補足	奨励措置指定事業者の指定にかかる新規雇用者の累計	実績値	0	
指		тн		単位	人	人
標		名称		計画値		
	3	補足		実績値		
		佣化		単位		
		名称		計画値		
	4	補足		実績値		
		т		単位		

年度計画 年度実績 (奨励金交付対象事業者3件) (奨励金交付対象事業者3件) 新設(交付2年目)1件 新設(交付2年目)1件 増設(交付2年目)2件 増設(交付2年目)2件 (奨励金) (奨励金) 土地・建物・設備にかかる固定資産税相当額の1/2 土地・建物・設備にかかる固定資産税相当額の1/2 土地取得価額相当額×10%×3分の1 土地取得価額相当額×10%×3分の1 4 事業 (新規奨励措置指定事業者1件) (新規奨励措置指定事業者) 新設1件 なし の計 予算額 決算額 計画額 総人件費 986 画 事業費 57,200 57,020 般職員人件費 2 平均給与額×③ 63,200 986 . 件 国庫支出金 所要人員 0.13 実 県支出金 0 臨時職員人件費 4 0 績 事 地方債 n 受益者負担額 (5) 業 その他 0 受益者負担率 0.0% (5) / (6) -般財源 63.200 57.200 57.020 再 翌年度への繰越額 O 掲前年度からの繰越額 0 0

総コスト 【事業の成果】

総人件費

総合判定

市内民間産業団地「亀山・関テクノヒルズ」への新規立地により奨励措置を行っている既存企業(中小企業)1社及び事 業所の増設により奨励措置を行っている既存企業2社に対し産業振興奨励金を交付し、企業立地の促進等を図った。 また、市内での新規立地や増設を検討する事業者に対し、産業振興奨励制度の活用を含め、立地の働きかけを行っ た。

6



まずまず進んだ

【反省点·課題】

の 評 価 市内での新規立地や増設を検討する企業に対しより効果的にPRを行う必要があるとともに、現行制度の検証等を通じた制度内容の 見直しを行う必要がある。

986

58,006

【改善の方向性】

県や市内産業団地の開発主体、商工会議所等と連携を図りながら、企業との様々な機会を活用して、産業振興奨励金制度のPRを効 果的に行っていく。また、産業振興条例の失効期日(平成29年3月31日)を踏まえつつ、当該奨励金制度の見直しを行う。

事業目的の妥当性: 適切 有効性: 適切 最終評価確認者: 商工業振興室長 富田 真左哉